

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 134名

被 告 国

証 拠 説 明 書

2018 (平成30) 年12月4日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 189	大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について	写 平成30年11月21日	原子力規制庁	原子力規制庁が、平成30年11月21日付けで、京都市右京区越畑地点(以下「越畑地点」という。)のDNP降灰層厚が25cm程度であること、及び、DNPの噴出量が12.2km ³ であるとの見解を発表した事実及びその発表内容。	甲150と同一文献の別頁
甲 190 の1	新聞記事	写 2018年11月22日	毎日新聞	原子力規制委員会が甲189の見解を発表するに至った経緯について。	
甲 190 の2	新聞記事	写 2018年11月22日	朝日新聞	同上。	
甲 191	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について	写 平成29年5月24日	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、本件各原発にかかる火山影響評価について、火山灰の層厚10センチメートル、噴出量5立方キロメートルとの前提で設置変更許可を出している事実。	
甲 192	平成30年度原子力規制委員会第42回会議議事録(抄)(1～2頁、19～26頁)	写 平成30年11月21日	原子力規制委員会	甲189の内容が原子力規制委員会で報告され、担当の石渡委員が「私は、この2回の意見交換会と、それから、現地調査に出席し、行ってまいりまして、今御報告いただいた内容につきましては、原子力規制庁の見解は全て妥当であると判断いたします。」と発言した事実。	